

国家公務員育休法及び改正民間育児・介護休業法の一部を改正する法律案

※ 法案の正式名称は、国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

- 人事院は令和3年8月10日、人事院勧告に併せて育児休業の取得回数制限を緩和する国家公務員育児休業法の改正について、国会及び内閣に対し意見の申出

1 育児休業の取得回数制限の緩和

現行：原則1回まで育児休業を取得可能

(これに加え、子の出生後8週間以内に1回取得可能)

改正案：原則2回まで育児休業を取得可能

(これに加え、子の出生後8週間以内に2回取得可能)

<イメージ>

【現行（原則1回、出生後8週間以内の育児休業1回）】



【改正後（原則2回、出生後8週間以内の育児休業2回）】



2 行政執行法人の非常勤職員の介護休業の取得要件の緩和

一年以上の雇用期間の要件を廃止

3 施行期日

公布の日から9月を超えない範囲内

(2の規定は公布の日から3月を超えない範囲内)